

2023年3月7日

## よみがえれ！有明 院内集会 農水省・水産庁との意見交換

### 【配布資料】

- 1) 有明海漁民の救済と有明海再生についての申入…………… 〈2〉  
(よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団)
- 2) 2022年度の有明海ノリ不作に関し、  
特措法による救済と諫早湾の開門調査を求める申し入れ…………… 〈3〉  
(有明海漁民・市民ネットワーク)
- 3) 声明：請求異議訴訟の最高裁決定について…………… 〈5〉  
(よみがえれ！有明訴訟原告団)
- 4) 声明：諫早湾開門請求異議訴訟・最高裁決定に満腔の怒りをもって抗議する 〈7〉  
(有明海漁民・市民ネットワーク)
- 5) 開門賛成・反対を含む話し合いの場の創設を求める要請書…………… 〈9〉  
(諫早湾干拓問題の話し合いの場を求める会)
- 6) 決議文：請求異議 最高裁不当決定に抗議する…………… 〈11〉  
(諫早湾の干潟を守る諫早地区共同センター 総会参加者一同)
- 7) よみがえれ！有明海！国会通信 253号…………… 〈12〉
- 8) ノリ養殖関連資料…………… 〈13〉
  - ・有明海福岡海域におけるノリの色落ち期間と珪藻赤潮発生期間
  - ・佐賀県ノリ養殖漁場の栄養塩と赤潮(2023年1月～)
  - ・有明海3県の養殖ノリ生産枚数と販売額

農水大臣 野村哲郎 様

有明海漁民の救済と有明海再生についての申入

2023年3月7日

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護団

本日、行動を共にしている有明海漁民・市民ネットワークから「2022年度の有明海ノリ不作に関し、特措法による救済と諫早湾の開門調査を求める申し入れ」の書面が提出されます。

同書面においては、今季の歴史的なノリ被害を踏まえ、1) 有明海・八代海特措法22条による漁業者への緊急救済を行うこと、2) 赤潮発生の根本的な原因は諫早湾の堤防閉め切りにあることを認識すること、3) 和解協議で関係者の合意を実現し、諫早湾の開門調査を実現することの3点を申し入れています。

わたしたちは、長年、いっしょに行動してきた同ネットワークの申入に共感し、全面的に支持します。これらは、全てわたしたちも申し入れしたい事項です。

よって、同申入を真摯に受け止めて検討し、実現していただくようお願い申し上げます。

なお、3月2日に、請求異議上告審の3月1日付決定が最高裁から郵送されてきました。同決定については直ちに声明を発表しているところですので、本日、この申入書といっしょにお渡しします。わたしたちの見解、有明海問題に関して国を含めた関係当事者がとるべき対応について述べていますので、合わせてご検討ください。

以上

2023年3月7日

2022年度の有明海ノリ不作に関し、  
特措法による救済と諫早湾の開門調査を求める申し入れ

有明海漁民・市民ネットワーク

今季、有明海の養殖ノリは赤潮による色落ちや暴風による被害で、大変厳しい状況が続いている。今後、漁期の終了までに昨年並みの収穫があったとしても、最終的な養殖ノリの生産枚数は昨年の5～6割以下にとどまり、被害は2000年度の大不作を上回る可能性がある。このような状況に鑑み、被害を受けた漁業者を救済し、有明海の漁業環境を回復させるために、私たちは以下について要請する。

1) 有明海・八代海特措法 22 条による漁業者への緊急救済を行うこと

「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」は、第 22 条において「国は、有明海及び八代海等の海域において赤潮等により著しい漁業被害が発生した場合においては、当該漁業被害を受けた漁業者の救済について、当該漁業被害に係る損失の補填その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定している。

ここ数年の佐賀県西南部でのノリ不作、今年度の有明海全域でのノリ大不作は、赤潮の大規模な発生が主因となっており、さらに今季は暴風雪によるノリ網や支柱の損壊も追い打ちをかけ、まさに「著しい漁業被害」が発生している。

この被害状況においては漁業共済や積立プラスといった一般的な漁業保険による補償では全く不十分である。国は赤潮に強い生産体制の構築を支援することを検討しているようだが、それはノリ養殖に限定した中長期的な再生策の一つであって、被害を受けた漁業者の直接的な救済にはならない。今必要なのは特措法による損失補填等の措置である。2000 年のノリ大不作と同レベルの被害が起こっているにもかかわらず特措法を適用しないならば、法律制定の意義が失われる。国は特措法に基づく救済措置を緊急に講じるべきである。

2) 赤潮頻発の根本的な原因は諫早湾の堤防閉め切りにあることを認識すること

有明海においてノリ不作等の漁業不振をもたらしているのは赤潮の頻発である。その原因は、熊本県立大学学長の堤裕昭氏が 20 年以上の研究によって諫早湾干拓にあることを明らかにしている。堤氏は 2021 年にその集大成と言える学術論文を発表したが、私たちは今季のノリ不作で困惑する漁業者に向けて赤潮頻発の根本的な原因を理解してもらうために、堤氏に緊急に依頼し、研究成果を一般向けに説明した文書を作成してもらったところである（別紙参照）。

有明海奥部の 1990 年代後半からの赤潮の増加・大規模化は、1997 年の諫早湾干拓の潮受け堤防閉め切りによって有明海の潮流が変化し、有明海の反時計回りの潮流が弱ま

って、有明海奥部の海水が滞留傾向になったことに起因する。今季、筑後川河口から西側の佐賀県沖の海況の回復が東側の福岡県よりも遅れたことや、佐賀県西南部の沖合が毎年、赤潮と貧酸素水塊の常襲海域となっていることなどは、堤氏の学説とも符合する。このことを農水省は正しく認識すべきである。

### 3) 和解協議で関係者の合意を実現し、諫早湾の開門調査を実施すること

有明海沿岸4県漁連の与党への要望を受けて、国は赤潮被害軽減への調査を行うようだが、漁連側が要望した赤潮発生原因の究明のためには開門調査が不可欠である。堤氏の学説からも分かるように、有明海異変の根本的な原因解明や環境改善のためには、諫早湾干拓の排水門を開放して海水を導入し、潮流を回復させることが必要である。この開門調査によって赤潮・貧酸素水塊の抑制効果を検証し、今後のさらなる対策を検討すべきである。また、潮流の問題だけでなく、開門による諫早湾調整池の汽水化や干潟の再生によって水質を改善し、魚介類の産卵や仔稚魚の生育環境を回復させるべきであることは、従来より多くの科学者が提唱しているところである。

これまで有明海再生のためのさまざまな施策が行われてきたが、いずれも根本的な環境改善にはつながらず、再びノリの大不作を生じさせてしまった。もはや効果が期待される施策のうち唯一行っていないのは中長期の開門調査だけといっても過言ではない。有明海再生のために開門調査を避けて通ることはできない。

この開門調査の実施のためには、2021年4月に福岡高裁が「和解協議に関する考え方」で示したように、関係者の合意のための協議を行うことが必要である。国は開門の余地を残した和解協議には参加できないとして拒否したが、今季の有明海の惨状を見ても、このような国の姿勢は許されるものではない。国は開門に向けた和解の実現のために主体的に力を尽くすべきである。

また、有明海・八代海等総合調査評価委員会の「中間取りまとめ」では、再生方策の推進に当たって、漁業者や地域住民、NPOなどとの連携、取り組み状況などの発信・共有を行うことが求められている。国が有明海の再生をどのように実現していくのか、漁業者や住民に丁寧に説明し、率直な意見交換を行う場を継続的に設けることを要請する。

別紙：堤裕昭氏の文書のPDF

<https://bit.ly/3YqMas6>



-声明-

## 請求異議訴訟の最高裁決定について

令和5年(2023年)3月2日  
よみがえれ！有明訴訟弁護団

本日、最高裁から、令和4年(2022年)3月25日に言い渡された福岡高裁の請求異議差戻審不当判決に対する上告及び上告受理申立事件について、3月1日付上告棄却及び不受理の決定が郵送されてきた。

上告及び上告受理申立の対象になった令和4年(2022年)3月25日言い渡しの福岡高裁請求異議差戻審判決は、差戻審口頭弁論終結時の令和3年(2021年)12月1日時点においては、平成22年(2010年)12月の福岡高裁開門確定判決の口頭弁論終結時から事情が変動しており、同確定判決に基づく開門請求を認めるにたりる程度の違法性を認めることはできず、同確定判決に基づく強制執行は権利濫用又は信義則違反になり、許されないなどと述べて国の請求異議を認容した。

しかしながら、確定判決に基づく強制執行が軽々に権利濫用と判断されることになると民事訴訟制度の根幹が揺らいでしまう。そのため、最高裁は昭和62年判例において「著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものと認められる場合であることを要する」と、厳格な判断基準を示していた。ところが、令和4年(2022年)3月25日言い渡しの福岡高裁請求異議差戻審判決は、このような最高裁判例の厳格な基準には一言も触れず、そうした厳格な基準に基づく判断を放棄する不当なものであった。

認定された事情変更の事実は、中心的争点となった漁獲量に関して言えば、この判決の認定は、漁獲量が全体的に増加傾向にあり、確定判決の口頭弁論終結時である2010年頃の数値からの改善がみられるなどというものであるが、他方で、判決みずから、被控訴人である漁業者側の言い分を踏まえると、単純な評価は困難と言わざるを得ないと述べるなど、自らの判断への自信のなさを露呈しており、最高裁判例の「著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものと認められる場合であることを要する」という厳格な判断基準からすると、こうした杜撰な判断で確定判決に基づく強制執行を権利濫用とすることが許されないことは明らかである。

今回の最高裁決定は、このように不当性の明らかな令和4年(2022年)3月25日言い渡しの福岡高裁請求異議差戻審判決について、昭和62年判例の判例変更すら行わず、全員一致で棄却及び不受理としたものであって、憲政史上初めて確定判決に従わ

なかった国を免罪し、司法本来の役割を放棄したものと云わざるをえない。

今回の最高裁決定の対象となった令和4年（2022年）3月25日言い渡しの福岡高裁請求異議差戻審判決は、付言のなかで、この判決によって「有明海周辺に実際に生じている社会的な諸問題は、直ちに解決に導かれるものではあり得ない。」などと自ら言い渡した判決の無力さを嘆きながら、「国民的資産であり、人類全体の資産でもある有明海の周辺に居住し、あるいは同地域と関連を有する全ての人々のために、双方当事者や関係者の（中略）全体的・統一的解決のための尽力が強く期待される」と述べた。

いうまでもなく、今回の最高裁決定の射程距離は、平成22年（2010年）12月の福岡高裁開門確定判決に基づく強制執行は、福岡高裁差戻審の口頭弁論終結時である令和3年（2021年）12月1日時点においては権利濫用又は信義則違反になり許されないというものにすぎず、同判決の当事者ではなく、同判決に拘束されない多くの有明海の漁民や沿岸住民等の運動になんら制約をもたらすものではない。また、当事者も含め、将来の被害救済のための運動や訴訟についても何ら制約をもたらすものではない。その意味では、付言の述べているように、今後も、紛争解決に向けた「全体的・統一的解決のための尽力」は引き続き重要である。

差戻審の過程において、福岡高裁が令和3年（2021年）4月28日に「和解協議に関する考え方」を発表して示した、紛争全体の、統一的・総合的・抜本的解決のため、「国民的資産である有明海の周辺に居住し、あるいは同地域と関連を有する全ての人々のために、地域の対立や分断を解消して将来にわたるより良き方向性を得る」という和解協議の歴史的意義を踏まえた広範な関係者の話し合いによる解決が、紛争が深刻化、長期化、複雑化した今日においては、唯一の解決方法であることは論を待たない。

採貝、漁船漁業の被害は言うに及ばず、近年はノリ養殖においても甚大な被害が続いている。有明海漁業を持続するためには、有明特措法に基づく被害漁民の緊急救済が強く求められている。こうした被害を生み出さない根本的解決のため、有明海再生に向けた開門と開門調査は不可欠である。

わたしたちは、そうした漁業者の利害関係を堂々と掲げ、有明海沿岸の人々それぞれの利害関係にも配慮しながら、真摯に話し合いに臨む所存である。

福岡高裁が差戻審における「和解協議に関する考え方」で述べたように、「国民的資産である有明海の周辺に居住し、あるいは同地域と関連を有する全ての人々のために、地域の対立や分断を解消して将来にわたるより良き方向性を得る」ことを目指し、いまこそ、紛争解決のための話し合いの実現を広く呼びかける。

以上

2023 年 3 月 7 日

## 声明：諫早湾開門請求異議訴訟・最高裁決定に満腔の怒りをもって抗議する

有明海漁民・市民ネットワーク  
代表 松藤 文豪

2023 年 3 月 1 日、最高裁は、諫早湾干拓潮受け堤防の「開門」を命じた 2010 年福岡高裁確定判決についての請求異議訴訟で、漁業者側の上告を受理せず棄却する決定を下した。決定は、漁業者側が提出した上告理由の実質は事実誤認や単なる法令違反を主張するもので民訴法 312 条が定めた上告理由の要件に該当しないとし、民訴法 318 条により受理すべきもの（原判決に最高裁判例と相反する判断がある事件など）には当たらないと一方的に決めつけて、実質的な審理を門前払いした。

しかし、確定判決の拘束力は極めて重く、最高裁は昭和 62 年の判例において厳格な基準を明示している。本件は、こうした確定判決の執行力を排除してよいかどうか争われているのであり、司法制度の根幹を揺るがす重要な争点であることから、慎重かつ丁寧に審理されなければならないはずである。

また、原判決は、開門を 5 年間とした判決を「仮定的・暫定的な利益衡量を前提にした特殊な判決」と解釈し、確定した判決の基礎となった事実はまだ踏み込んで訴訟を蒸し返した。請求異議訴訟では許されない事実上の「再審」であり、最高裁がこれを認めることは許されない。ところが、最高裁は丁寧に審理することなく、一方的に確定判決の執行力を排除する決定を下してしまった。

諫早湾が干拓事業によって閉め切られた 1997 年以降、水質の悪化や潮流の変化によって赤潮や貧酸素水塊が頻発するようになり、魚介類の水揚げは減少の一途をたどっている。ノリ養殖は 2000 年度に大不作が発生し、その後も不安定な生産が続いていたが、今季再び大規模な生育不良に見舞われている。こうした有明海の漁業被害は沿岸 4 県漁連が政権与党に特措法に基づく救済を要請せざるを得ないほどに深刻さを増しているのであり、「漁獲量は全体的に増加傾向」などという事実誤認に基づいた原判決の判例違反は明らかである。

それにもかかわらず、最高裁が実質的な審理に踏み込まないのは、「非開門で統一的判断を」という国からの要請に従った結論ありきの決定であって、論理的な説明ができないからであろう。しかし、この判決は日本社会に重大な影を落とすことになる。確定した判決を守らなくてよいという、三権分立が健全に機能した民主主義国では到底考えられない決定を司法が下してしまったのだから、もはや司法は死んだも同然である。

しかし、私たちはこれで怯むわけにはゆかない。有明海関係者のみならず、人々の生活の権利や自然環境を守るために国を相手に裁判で争うすべての国民と連帯し、有明海再生を実現する。

本決定を受けた農水大臣談話では、『「対立」から「協働」へと関係を再構築し、有明海の未来をともに切り拓いていくために、話し合いにより有明海再生を図っていく』とし、訴訟当事者にできる限りの寄り添った対応を行うとしている。ならば、平成 29 年の農林水産大臣談話の趣旨である開門

によらない有明海再生のための基金創設案に固執することなく、開門の是非を前提にしない本質的な話し合いができるはずである。更なる訴訟の乱立は地域の分断を継続させると農水大臣は述べているが、訴訟の乱立を招いたのは確定判決の履行に抵抗する国の不誠実な姿勢である。こうした国の姿勢を不問にして「ごね得」を認めた最高裁決定をもって、国が非開門を話し合いの前提とするならば分断が解消に向かうことはないだろう。

諫早湾干拓問題がこれまでさまざまな「対立」を生んできたのは、対話を軽んじ合意形成に力を尽くしてこなかった国の責任が大きい。福岡高裁は 2021 年 4 月に示した「和解協議に関する考え方」で「国民の利害調整を総合的・発展的観点から行う広い権能と職責とを有する控訴人（国）の、これまで以上の尽力が不可欠」であるとしている。有明海再生に向けて「協働」していくために、この「考え方」に沿った真摯な対応を国に求める。

2023年3月6日

農林水産大臣 野村哲郎様  
担当農村振興局様

## 開門賛成・反対を含む話し合いの場の創設を求める要請書

諫早湾干拓問題の話し合いの場を求める会  
代表世話人 古賀勝  
事務局 諫早市小船越町670-15 横林和徳

私たちの会はこれまで農林水産大臣宛、「国営諫早湾干拓事業に関して話し合いの場の設置と和解による解決を求める要請書」を2019年10月2日付け及び2021年4月2日付けで提出してきました。

それは国が開門確定判決を受けて開門調査に取り掛かろうとされた時の開門方法やその対策工事の内容、漁業の酷い衰退で開門を求める漁業者の要望等が、あまりにも地域住民に周知されておらず、住民が受け取る情報に偏りがあったためです。

今回の大臣談話に「国は開門義務の履行に向けて、最大限の努力を重ねました」とありますが、開門反対の住民が多い森山地域のほとんどの人は当局が示された3-2開門方法を知りませんでした。長崎県は干拓事業の効果を昭和32年の大水害を例示し、堤防建設により大水害が防げるかのように今もって堤防道路や中央干拓地で宣伝しています。市民の誤解を助長しています。

干拓事業について住民の受け止め方は今も様々です。事業肯定の意見として「浸水被害の心配がなくなった、作物がよくとれるようになった。開門すると又家屋敷が浸水する。堤防道路で便利になった」等。一方否定的意見として「漁業は衰退。調整池に発生するマイクロシスチンが怖い。干潟の喪失で生物多様性が失われ水質浄化機能が失われた。本明川にうなぎが上るようにして欲しい」等。

このような意見が地域で混在し、対話の場がないためお互いの主張の根拠も分からず、それが住民相互と行政当局への不信感となっています。また、自分の考えを地域に所属する団体との関係で表に出せない悲しい現実があります。

私たちはこれまで、開門反対の住民が多い森山・小野地区・仲沖町等市街地の低平地を数年間訪問し対話してきました。2019年10月2日付け要請書で述べたように森山地区でも154軒中112軒が話し合いの場を求める賛同署名に応じられました。

この時の要請書は当時の江藤農水大臣が佐賀で漁業者・弁護団と協議された時、提出しました。この要請書にも関わる形で2019年11月20日の衆議院農林水産委員会で当時の江藤農水大臣は大串博志議員の質問に答えて次のように述べています。

「原弁団の方々とお話ししたのも私はまたいつでもきます、大臣がかわったら一回来て終わりということではなくて、やはり対話をすれば、そこから生まれるものももしかしたらあるのではないかと思います、と。しかしお話するにしてもできるだけいろいろなご意見を持った方をバランスよくと言いますか、きちんと集めていただいて、例えば一人三分以内で御発言くださいとかそんなことではなくて、しっかりとじっくりと話し合えるような場をつくっていただければありがたいですとお話をして、戻ってまいりました」（同年10月2日佐賀市での漁業者弁護団・山口佐賀県知事との

対談を指す)。

当時の大臣が「対話をすればいいことが生まれるかもしれない」「いろいろなご意見を持った方をバランスよく集めていただいて」と述べていることがとても大切です。この答弁からは非開門を前提とする「話し合い」ではないことは明らかです。

また、2021年3月17日の衆議院農林水産委員会で当時の野上農水大臣は田村貴昭議員の質問に対して、前江藤大臣との考えは変わらないと述べつつ「様々な立場の関係者の間で一堂に会する場を設ける機運が高まること、このような話し合いを実現する前提となるのではないかと答弁しました。この答弁にも非開門を前提とする言葉はありません。

令和5年3月2日付けで、最高裁判所は国の請求異議を認めましたが、福岡高裁は2021年4月28日の「和解協議に関する考え方」でこの問題は裁判では解決できないことを付言しました。

私たちは「裁判でどちらに結論が出ても住民の共通理解がないとわだかまりが残る」として2016年から当会を発足させ、意見の違いを超えて同じテーブルについて対話の場を持つことを求める署名を集め、その数は4113人に上り2021年4月2日付けの要請書に添付しました。

今回の大臣談話には「平成22年の確定判決の勝訴原告であり、請求異議訴訟の相手方当事者でもある方々が今回の最高裁の決定に対して、割り切れない思いを抱えておられることは、十分に理解できます」とありますが、そのように漁業者に寄り添う気持ちを持ち、「国がいずれの立場からの厳しい指摘を承知し真摯かつ謙虚に受け止める」のであれば、漁業者の開門調査の要望を表明できる話し合いの場であることは当然の措置と考えます。以上を踏まえて次のことを要請します。

#### 要請事項

「非開門を前提とせず、開門賛成・反対の意見を含む話し合いの場を創設すること」

## 決議文 請求異議 最高裁不当決定に抗議する

2023年3月1日最高裁は、2010年10月の福岡高裁で確定した「開門判決」に異議を申し立てた国の請求を認め、漁民らの上告を棄却した。

最高裁は確定判決による強制執行を覆す1987年の判例で「著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使に値しないほど不当なものと認められる場合であること。」と厳格な基準を示している。

しかし国の請求は「シバエビなど、有明海の魚介類の漁獲高は増えている。」など、漁場の実体を無視、曲解した非科学的な判断によるものである。

2022年3月の判決の中で福岡高裁は「有明海は国民的資産であり」「有明海の周辺に居住し、すべての人々のために、当事者、関係者の全体的、統一的解決のための尽力が強く期待される。」と述べている。

有明海という自然を理解し、地域住民の生活を考えるためには、現地を訪ね、人々との話しあいを重ねることが、その第一歩である。

海の環境を知り、地球の動向を考察するためには、科学的な調査が基本となり、その対策が見えてくる。補助金、助成金で解決できるほど、簡単なものは無い。

今回の判決が、将来に渡る紛争解決への道を閉ざしているのは明白である。

私たちはこの状況打開のために、皆さんとの対話によって有明海と諫早湾がかったの豊かな海を取り戻すことを目指して行動します。

2023年3月5日

諫早湾の干潟を守る諫早地区共同センター 総会参加者一同

## 「開門を強制させる手段が失われたにすぎない」

【西日本新聞2023年3月3日】  
 諫干「開門せず」確定、司法判断を統一  
 最高裁漁業者側の上告を棄却

国営諫早湾干拓事業（長崎県諫早市）を巡り、潮受け堤防排水門の開門を命じた確定判決の「無力化」を国が求めた請求異議訴訟で、最高裁第3小法廷（長嶺安政裁判長）は、漁業者側の上告を退ける決定をした。1日付。確定判決の効力は失われたとした国勝訴の福岡高裁判決が確定した。裁判官5人全員一致の結論。他にも係争中の裁判はあるが、開門を認めない事実上の統一判断となる。

野村哲郎農相は2日夕、農林水産省で記者会見し「良かったの一言。もう訴訟だけはやめていただき、話し合いを進めて豊かな海を取り戻していただきたい」と述べた。

一方、漁業者側弁護団の馬奈木昭雄団長は取材に「憲法に反するあり得ない結論で許し難い。有明海の再生のために闘い続ける」と語った。

野村農相は談話を発表し、開門を求める漁業者らが、裁判ではなく非開門を前提とした話し合いに賛同することを条件に、国、自治体、漁業、農業関係者らが協議する場を設ける用意があるとした。

その上で「開門によらない基金による和解が最良」とした2017年の農相談話の趣旨を踏まえつつ、「必要な支援を講じる」とした。

諫干を巡っては、開門を求める漁業者側が起こした訴訟で福岡高裁が10年、国に「3年以内に5年間の開門」を命じた。国は上告せず確定したが、開門に応じなかったため漁業者側への制裁金の支払い義務が発生。一方、長崎地裁は13年、営農者側の訴えを認め、国に開門の差し止めを命じる仮処分を決定した。

国は14年、開門を命じた確定判決に基づく強制執行を回避するために請求異議訴訟を起こした。一審佐賀地裁は訴えを退けたが、二審福岡高裁は18年に国側逆転勝訴の判決を言い渡した。19年の最高裁はさらに審理が必要として高裁に差し戻し、昨年の差し戻し審判決は、漁獲量が増加傾向にあることや、国から漁業者側に制裁金約12億円が支払われたことなどを考慮し、開門の強制執行は「権利の乱用」で認められないと結論付けていた。

よみがえれ！  
 有明訴訟弁護団  
 (後藤富和)発行  
 092-512-1636  
 090-9602-0700

【司法の機能不全も浮き彫り】  
 成蹊大の武田真一郎教授（行政法）の話

漁業者が開門を求めた裁判は続いているが、今回の最高裁決定により厳しい結果が予想される。開門調査を命じた2010年の福岡高裁判決に従っていれば、批判が多い諫早湾干拓事業を検証することもできた。それが不可能になり、残念だ。

事業者である国は本来、問題解決に向けて主導権を発揮する責任があったのに、金銭的な解決案を示すだけだった。最高裁決定を受けて、農林水産大臣は「有明海の再生を願っている」との談話を出したが、それなら今からでも再生のための具体的な対策を示すべきだ。

さらに談話では「訴訟が続けば地域分断の解消が遠のく」とも言っている。要するに「これ以上、裁判をするな」との圧力でしかない。三権分立の仕組みの中で、司法は行政による公共事業をチェックする責任がある。今回の訴訟は、行政追従の司法の姿勢を浮き彫りにした。司法も公共事業に対する有効なチェック機能を果たさなければ、何も変わらない。

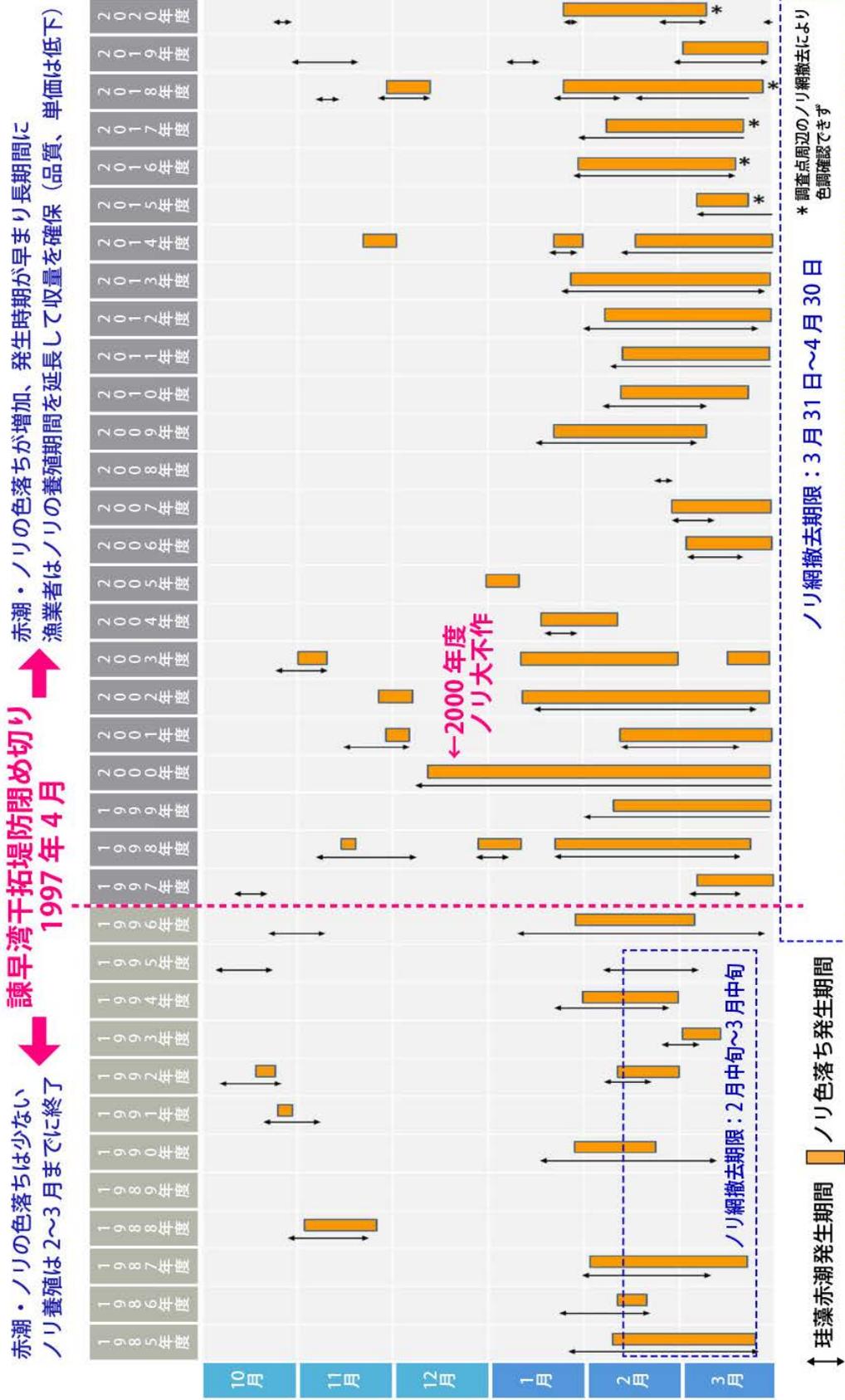
【強制執行制度の意義揺らぐ】  
 九州大学院法学研究員の  
 上田竹志教授（民事訴訟法）の  
 話

権利乱用を理由に請求異議の訴えを認めるのは、極めて例外的で、従来の判例は「著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当」という高いハードルを課していた。昨年3月の福岡高裁判決は、その高いハードルに触れることなく、総合判断で権利乱用を認めた。

実質的には判例に反する判断と映るが、この判決を追認した今回の最高裁決定は、その点について説明していない。

判決後に関係者を巡る事情が変わること自体は珍しくない。単なる総合判断で強制執行を止めることができれば、確定判決に従わないまま事情の変化を待つ「粘った者勝ち」が生じかねない。強制執行制度全体への影響が懸念される。

「司法判断が統一された」との見方もあるが、実際には開門を強制させる手段が失われたに過ぎない。開門を命じた確定判決の判断そのものが覆ったり、揺らいだりしたわけではないことも、重要なポイントだ。



## 有明海福岡海域におけるノリの色落ち発生期間と珧藻赤潮発生期間

有明海・八代海等総合調査評価委員会（2022）中間取りまとめの図を元に加筆・修正（有明海漁民・市民ネットワーク）

